

## エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会

### 設置要綱（案）

#### 1. 目的

2016年度に予定しているエコアクション21ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）の改訂に向けた方向性やフレームワーク等について検討を行うため、「エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会」（以下、「作業部会」という）を設置する。

#### 2. 作業部会の構成

- a) 作業部会は、エコアクション21の実務に携わる者、検討事項に関連する学識経験者、及び企業担当者等をもって構成する。
- b) 作業部会に出席できない場合、代理人を出席させることができる。
- c) 作業部会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、検討事項に係りのある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。

#### 3. 検討事項

作業部会では、ガイドライン 2009年版（改訂版）の内容に関する検討を行う。作業部会の下に別途分科会を設け、内容の一部について検討を進めることとする。この場合には、作業部会が全般的な統括を行う。

#### 4. 座長

- a) 作業部会には座長を置く。
- b) 座長は、作業部会の議事運営に当たる。
- c) 本設置要綱に定めるものの他、運営に必要な事項は座長が定める。
- d) 座長に事故のあるときには、作業部会に属する委員のうち、環境省が指名する者がその職務を代行する。

#### 5. 設置期間

作業部会の設置期間は、平成27年7月1日から平成28年3月31日までとする。

（なお、作業部会の開催回数は、4回程度（1回2時間程度）とする。）

#### 6. 庶務

作業部会の庶務は、プロファームジャパン株式会社が処理する。

## 7. その他

- a) 上記により難い事由が生じた場合は、環境省総合環境政策局環境経済課が座長に案を諮った上で、決定する。
- b) 作業部会での議事内容は議事録及び議事要旨として取りまとめ、委員による確認等ののち、議事要旨等を公開するものとする。
- c) 作業部会での検討結果は、環境省が主催するエコアクション21の運営に関する検討委員会に諮られる。